

「受益者負担の基本的な考え（案）」に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について

1 実施の概要及び結果

(1) 募集期間

令和6年12月1日(日)から令和7年1月6日(月)まで

(2) 閲覧方法

- ① 三田市公式ホームページでの閲覧
- ② 市役所市民情報ひろばでの閲覧（市役所本庁舎1階）
- ③ 公共施設マネジメント推進課窓口での閲覧（市役所本庁舎3階）
- ④ 各公共施設での閲覧（26箇所）

まちづくり協働センター、各市民センター（さんだ市民センター・フラワータウン市民センター・ウッディタウン市民センター・広野市民センター・藍市民センター・高平ふるさと交流センター・有馬富士共生センター・本庄ふれあいセンター）、総合福祉保健センター、図書館（本館・ウッディタウン分館・藍分室）、有馬富士自然学習センター、ガラス工芸館、総合文化センター、心道会館、多世代交流館、各有料都市公園（駒ヶ谷運動公園・城山公園・三田谷公園・中央公園・下青野公園・テクノ公園・小野公園・学園東公園）

(3) 意見の提出方法

住所、氏名、電話番号を記入して、以下のいずれかで提出

- ① 電子申請フォーム（LoGo フォーム）からの提出
- ② 意見書（任意様式）による提出（電子メール、郵送、ファクス、持参）

(4) 意見件数

4件（3名）

2 意見の内訳

(1) 公費負担と受益者負担割合に関する意見	・・・	1件
(2) 受益者負担額の算定方法に関する意見	・・・	1件
(3) 営利目的利用に関する意見	・・・	2件

合 計	・・・	4件
-----	-----	----

3 意見の概要と市の考え方

(1) 公費負担と受益者負担割合に関する意見【1件】

No	意見の概要	市の考え方
1	<p>今、テニスコート中心に借りている者ですが、安いのはありがたいですが受益者の支払いが 20%ぐらいなのはおかしい気がします。</p> <p>今の倍でもいいと思います。ただそのかわりにコートの修理も迅速にしてほしいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>各施設が提供するサービスは様々ですが、利用される方と利用されない方との負担の公平性の確保は必要のため、サービス内容ごとにその必需性と市場性等からみた適切な負担割合となるように取組んでまいります。</p> <p>また、テニスコートの使用料は、コートの改修以外にも日々の管理や運営費などにも充てるため、使用料全額をコートの改修に充てることは難しい面もありますが、より良質な環境整備に向けて、迅速な対応、さらには計画的に修繕を行ってまいります。</p>

(2) 受益者負担額の算定方法に関する【1件】

No	意見の概要	市の考え方
2	<p>端数調整の際に切捨てとすると、時間を細分化して予約した方が使用料が安くなってしまいます。</p> <p>しかしながら、時間を細分化して予約されることにより、施設職員の手間が、少なからず増えることとなります。</p> <p>このように手間が増えることを考えると、切上げにするべきだと思います。</p> <p>また、現行の規定では、市民センターは切捨てですが、公園施設は切上げです。</p> <p>これらを揃えるなら、「切上げ」でそろえるべきだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三田市市民センター条例 別表(第6条関係) 備考3 ・三田市都市公園条例 別表第4(第16条、第30条の3関係) 6 	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>受益者負担の基本的な考えで示す端数処理(切捨て)の考えは、あくまで本来の受益者負担額の算出(条例上明記する額)に至る際に実施するものであるため、ご指摘のようなことは起きません。また、税金の算出などと同様に切捨てが適切と考えています。</p> <p>しかしながら、使用料では、利用者の属性等から本来使用料からさらに減額等を行う場合の対応を、各施設で定めていますが、切り捨ての場合には、ご指摘の内容が生じることも考えられます。そのため、ご意見も踏まえ、減額時の際に生じる端数処置については、今後整理をしてまいります。</p>

(3) 営利目的利用に関する【2件】

No	意見の概要	市の考え方
3	<p>11 頁には、「スマートフォンからの時間と場所を問わない施設予約や使用料等のキャッシュレス支払いなど、利便性向上につなげるためにもデジタル技術の活用が望まれます。」とあり、これは大いに進めていただきたいと思います。</p> <p>しかし、これと、7 頁にある営利加算との両立はできるのでしょうか？</p> <p>具体的には、誰が、何をもって営利・非営利の判定するのでしょうか？</p> <p>施設予約の際にシステムで、その判定ができるのでしょうか？</p> <p>予約する人にその判定を委ねるのであれば、営利加算を免れようとする者が出てきて、正直者だけが加算されることになってしまうのではないのでしょうか？</p> <p>公平、公正な判定ができるような仕組みができないのであれば、営利加算は廃止するべきだと思います。</p> <p>また、仮に、営利目的のイベント等の利用であっても、そこに市民が集まってくるのであれば、市民にとっては、お金を払ってでも参加したいイベント等であり、市民のニーズに応じたイベント等であると言えます。</p> <p>営利加算しないことで、このようなイベント等への参加にあたっての市民の負担が、わずかでも軽減につながるのではないのでしょうか？</p> <p>公民連携推進の視点からも営利加算について再考をお願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>営利・非営利についてですが、これまでから多様な利用の一助となるべく施設によっては営利目的での利用を認めているところではあります。現在は、公共施設予約システムにより、その全てを判断することは出来ませんので、利用状況を聞き取らせて頂くことで、公平、公正な判定に繋げているところです。</p> <p>また、ご意見にある、悪意ある利用が判明した際には、適正な対応をとる必要があると考えています。</p> <p>営利目的利用を認めることで、ご意見にあるような市民のニーズに応じたイベントの機会が増大することを、市としても期待しているところですが、一方で、公の施設を提供する以上、営利活動の行為に対しては一定の差を設けることが適切と考えています。そのなかで、ご意見にあります公平・公正な判定に向けた仕組みのあり方について、今後検討をしていきます。</p> <p>なお、営利目的利用による割増については、現在も行っておりますが、地域団体の会議のための利用と入場料を徴収するイベントのための利用では、大きく性質が異なると考えますので、必要に応じて割増の設定は必要と考えております。</p>

4	<p>過去に共生センターで会議室での子供向けイベント開催を相談に伺いましたが、株式会社であることを理由に断られました。サークル活動などと金額や、申し込みのタイミングの差があることは良いと思いますが、法人の種類だけが判断材料になるのはどうなのでしょう？必要な金額を徴収した上で参加費をとって行うイベントなども実施できるように検討いただけるとありがたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>現在は、各市民センターを含め営利目的の利用を制限しており、株式会社による利用は営利目的利用であるとしていましたが、いただきましたご意見を踏まえて、今後は、法人の種類だけでなく利用目的や利用内容に応じて判断できるように検討をしていきます。</p>
---	---	---